

○伊豆市都市公園条例		平成16年4月1日条例第155号
改正	平成17年12月21日条例第42号 平成19年3月26日条例第12号 平成23年3月28日条例第7号 平成24年10月1日条例第22号 平成25年12月18日条例第19号 平成26年3月28日条例第1号 平成29年10月2日条例第28号 平成30年3月15日条例第17号 令和元年7月1日条例第2号 令和3年3月29日条例第6号	
伊豆市都市公園条例		
（趣旨）		
第1条 この条例は、都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）第18条の規定に基づき、市が設置する都市公園（法第2条第1項に規定する都市公園。以下「公園」という。）の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。		
（公園の配置及び規模）		
第2条 市長は、街区内に居住する者、近隣に居住する者、徒歩圏域の地区内に居住する者その他の利用対象者のために公園を設置するときは、それぞれの利用対象者が容易に利用することができるように公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮して配置し、及び利用対象者の数に応じてその規模を規則で定めるものとする。		
2 前項以外の公園を設置する場合においては、それぞれの利用目的に応じて公園としての機能を十分発揮することができるように配置し、及びその規模を規則で定めるものとする。		
（設置、区域の変更及び廃止）		
第3条 市長は、公園を設置し、その区域を変更し、又は公園を廃止するときは、当該公園の名称、所在地、区域その他必要な事項を告示しなければならない。		
2 公園の名称及び所在地は、別表第1のとおりとする。		
（公園施設の設置基準）		
第4条 公園においては、屋外における休息、散歩、遊戯、運動の利用、緑地の確保及び災害対策その他公園の有する本来の機能の増進に資すると認められる建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。）に限り、当該建築物を公園施設（法第2条第2項に規定する公園施設をいう。）として設置することができる。		
2 一の公園に設けられる前項に規定する建築物の建築面積（国定公園又は国定公園の施設たる建築物の建築面積を除く。）の総計は、当該公園の敷地面積の100分の2を超えてはならない。ただし、規則で定める特別の場合においては、規則で定める範囲内でこれを超えることができる。		
第4条の2 一の公園に設ける運動施設の敷地面積の総計の当該公園の敷地面積に対する割合は、100分の50を超えてはならない。		
（移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準）		
第5条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第13条第1項に規定する移動等円滑化のために必要な特定公園施設（同法第2条第15号に規定する施設をいう。）の設置に関する基準は、規則で定める。この場合において、当該基準は、高齢者、障害者等の特定公園施設の利用上の利便性及び安全性の向上を図るものとしなければならない。		
（行為の制限）		
第6条 公園において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。		
（1）行商、募金その他これらに類する行為をすること。		
（2）興行を行うこと。		
（3）競技会、展示会、博覧会、祭礼、集会その他これらに類する催しのために公園の全部又は一部を独占して利用すること。		
（4）花火、キャンプファイヤー等火気を使用すること。		
2 前項の許可を受けようとする者は、行為の目的、行為の期間、行為を行う場所又は公園施設その他規則で定める事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。		
3 第1項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該変更事項その他規則で定める事項を記載した変更申請書を市長に提出してその許可を受けなければならない。		
4 市長は、第1項各号に掲げる行為が公衆の公園の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、同項又は前項の許可をすることができる。		
5 市長は、第1項又は第3項の許可に際し、公園の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。		
（許可の特例）		
第7条 法第5条第2項、法第6条第1項又は第3項の許可を受けた者は、当該許可に係る事項については、前条第1項又は第3項の許可を受けることを要しない。		
（行為の禁止）		
第8条 公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第5条第2項、法第6条第1項若しくは第3項又は第6条第1項若しくは第3項の当該許可に係る事項については、この限りでない。		
（1）公園施設を損傷し、又は汚損すること。		
（2）竹木を伐採し、又は植物を採取すること。		
（3）土地の形質を変更すること。		
（4）鳥獣類、魚類を捕獲し、又は殺傷すること。		
（5）はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。		
（6）ごみその他の廃棄物を捨てること。		

- (7) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (8) 指定された場所以外の場所へ車両を乗り入れ、又は止めておくこと。
- (9) 前各号のほか公園の管理に支障がある行為をすること。
- (利用の禁止又は制限)

第9条 市長は、公園の損壊その他の理由により、利用が危険であると認められる場合又は公園に関する工事のためやむを得ないと認められる場合においては、公園を保全し、又はその利用者の危険を防止するため、区域を定めて、公園の利用を禁止し、又は制限することができる。

(有料の公園施設)

第10条 公園施設のうち、有料で利用させる施設(以下「有料の公園施設」という。)は、別表第2のとおりとする。

2 有料の公園施設を利用(梅林駐車場及びもみじ林駐車場にあっては、市長が別に指定した時季の利用に限る。)しようとする者は、市長の承認を受けなければならない。

3 第6条第5項の規定は、前項の承認について準用する。

(利用の不承認)

第10条の2 市長は、前条第2項の承認を受けようとする者の利用が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の承認をしないことができる。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 有料の公園施設の管理上支障があると認めるとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、その利用が不適当であると認めるとき。

(公園施設の設置若しくは管理又は占用の許可の申請書の記載事項)

第11条 法第5条第2項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 公園施設の設置の許可を受ける場合

ア 申請者の住所、氏名及び職業(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び営業種目とする。以下同じ。)

イ 設置の目的

ウ 設置の期間

エ 設置の場所及び面積

オ 公園施設の種類及び構造

カ 公園施設の管理の方法

キ 工事の実施の方法

ク 工事の着手及び完了の時期

ケ 公園の復旧方法

コ アからケまでに掲げるもののほか、市長が指示する事項

(2) 公園施設の管理の許可を受ける場合

ア 管理の目的

イ 管理の期間

ウ 管理する公園施設の名称及び場所

エ 管理の方法

オ アからエまでに掲げるもののほか、市長が指示する事項

(3) 許可を受けた事項を変更しようとする場合

ア 既に受けた許可年月日

イ 変更する事項及び理由

ウ ア及びイに掲げるもののほか、市長が指示する事項

2 法第6条第2項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 占有許可を受ける場合

ア 占有物件の種類

イ 占有の場所及び面積

ウ 占有の期間

エ 占有物件の管理の方法

オ 工事の実施の方法

カ 工事の着手及び完了の時期

キ 公園の復旧方法

ク アからキまでに掲げるもののほか、市長が指示する事項

(2) 前号の許可を受けた事項を変更する場合は、前項第3号の規定を準用する。

(設計書等)

第12条 公園施設の設置若しくは都市公園の占用の許可を受けようとする者又はそれらの許可を受けた事項の一部を変更しようとする者は、当該許可の申請書に設計書、仕様書及び図面を添付しなければならない。

(監督処分)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この条例の規定によってした許可若しくは承認を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは公園からの退去を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反している者
- (2) この条例の規定による許可又は承認に付した条件に違反した者
- (3) 偽りその他不正な手段によりこの条例の規定による許可又は承認を受けた者

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この条例の規定による許可又は承認(第22条第1項に規定する指定管理者が同条第2項の規定により行う許可又は承認を含む。)を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

- (1) 公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合
- (2) 公園の保全又は公衆の公園の利用に著しい支障を生じた場合
- (3) 公園の管理上の理由又は公益上やむを得ない必要が生じた場合

(権利の譲渡等の禁止)

第14条 法第5条第2項、法第6条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第3項の許可又は第10条第2項の利用の承認を受けた者は、その権利を他人に譲渡し、若しくは転貸し、又は利用させてはならない。

(届出)

第15条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該行為をした者は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 法第5条第2項又は法第6条第1項若しくは第3項の許可を受けた者が、公園施設の設置又は公園の占用に関する工事に着手し、又は完了したとき。
- (2) 前号に掲げる者が、公園施設の設置若しくは管理又は公園の占用を廃止したとき。
- (3) 第1号に掲げる者が、法第10条第1項の規定により都市公園を原状に回復したとき。
- (4) 法第27条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた工事を完了したとき。
- (5) 公園を構成する土地物件について、所有権を移転し、又は抵当権を設定し、若しくは移転したとき。
- (6) 第13条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた工事を完了したとき。

(使用料の額)

第16条 第6条第1項又は第3項の許可を受けた者は、その行為が営利を目的とする場合には、別表第3に定める額の使用料を納付しなければならない。

2 法第6条第1項又は第3項の許可を受けた者は、伊豆市道路占用料等徴収条例(平成16年伊豆市条例第163号)第2条に規定する占用料に相当する額の使用料を納付しなければならない。

(使用料の徴収時期)

第17条 前条第1項又は第2項の使用料は、その許可の際徴収する。ただし、市長が別に納期を指定した場合は、この限りでない。

(使用料の減免)

第18条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第19条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 法第5条第2項、法第6条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第3項又は第10条第2項の許可又は承認を受けた者(以下「利用者等」という。))の責めに帰すことのできない理由で利用等ができなかったとき。
- (2) 市の都合で利用等を取り消したとき。
- (3) 利用者等が利用等の取消しを申し出て、市長が相当の理由があると認めるとき。

(損害賠償の義務)

第20条 公園の施設、設備、備品等を損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(公園予定区域又は予定公園施設についての準用)

第21条 第6条から前条までの規定(第10条及び第10条の2の規定を除く。))は、法第33条第4項に規定する公園予定区域又は予定公園施設について準用する。

(指定管理者による管理)

第22条 市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体で市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。))に別表第4左欄に掲げる公園の管理に関する業務を行わせるものとする。

2 前項の公園の管理に関する業務の範囲は、別表第4左欄に掲げる公園の区分に応じ、同表右欄に掲げるとおりとする。

(利用料金の納付)

第23条 指定管理者が前条第2項の規定により行う第6条第1項若しくは第3項の許可又は第10条の承認を受けた者は、指定管理者に対し、利用料金(地方自治法第244条の2第8項の利用料金をいう。以下同じ。))を前納しなければならない。ただし、指定管理者が別に納期を指定した場合は、この限りでない。

2 指定管理者は、別表第5に定める額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。利用料金を変更しようとするときも、同様とする。

3 指定管理者は、前項の承認を得たときは、その旨及び当該利用料金の額を公表しなければならない。

4 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の減免)

第24条 指定管理者は、市長が定める基準に該当するときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の不還付)

第25条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、市長が定める基準に該当すると認めるときは、還付することができる。

(指定管理者の事業報告)

第26条 指定管理者は、毎年度終了後に、規則で定めるところにより事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。

(委任)

第27条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第28条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第6条第1項又は第3項(第21条においてこれらの規定を準用する場合を含む。))の規定に違反して第6条第1項又は第3項の許可(指定管理者が第22条第2項の規定により行う許可を含む。))を受けないで第6条第1項各号に掲げる行為をした者
- (2) 第8条(第21条において準用する場合を含む。))の規定に違反して第8条各号に掲げる行為をした者
- (3) 第9条の規定による使用の禁止又は制限に違反して公園を利用した者
- (4) 第13条第1項又は第2項(第21条においてこれらの規定を準用する場合を含む。))の規定による市長の命令に違反した者

第29条 詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れ、又はその額を偽った者は、その徴収を免れた額の5倍に相当する額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。))以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の修善寺町都市公園条例(昭和50年修善寺町条例第27号。以下「合併前の条例」という。))の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 この条例の施行の日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

附 則(平成17年12月21日条例第42号)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に改正前の伊豆市都市公園条例(以下「旧条例」という。))の規定により市長が行った許可その他の行為(改正後の伊豆市都市公園条例(以下「新条例」という。))第19条第2項各号に掲げる業務に係るものに限る。))は、新条例の相当規定に基づいて、指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。))第244条の2第3項の指定管理者をいう。以下同じ。))がした許可その他の行為とみなす。

3 この条例の施行の際旧条例の規定により市長に対してされている申請その他の行為(新条例第19条第2項各号に掲げる業務に係るものに限る。))は、新条例の相当規定に基づいて、指定管理者に対してされた申請その他の行為とみなす。

4 新条例第20条第2項の規定による市長の承認があるまでの間は、新条例別表第4に定める額を同項の規定により市長の承認を得た利用料金（法第244条の2第8項の利用料金をいう。）の額とみなす。

附 則（平成19年3月26日条例第12号）
（施行期日）

- 1 この条例は、平成19年10月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例の施行前に改正前の伊豆市都市公園条例（以下「旧条例」という。）の規定により市長がした許可その他の行為（改正後の伊豆市都市公園条例（以下「新条例」という。）別表第4左欄に掲げる狩野川記念公園についてした同表右欄に掲げる業務に係るものに限る。）及び附則第5項の規定による改正前の伊豆市運動施設条例（平成16年伊豆市条例第89号。以下「旧施設条例」という。）の規定により市長又は教育委員会がした承認その他の行為（狩野川記念公園についてした同条例第4条から第8条までに規定する行為に限る。）は、新条例の相当規定に基づいて狩野川記念公園の指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の指定管理者をいう。以下同じ。）がした許可その他の行為とみなす。
- 3 この条例の施行の際旧条例の規定により市長に対してされている申請その他の行為（新条例別表第4左欄に掲げる狩野川記念公園についてされた同表右欄に掲げる業務に係るものに限る。）及び旧施設条例の規定により教育委員会に対してされている申請（狩野川記念公園についてされた同条例第4条及び第8条の規定に基づく申請に限る。）は、新条例の相当規定に基づいて、狩野川記念公園の指定管理者に対してされた申請その他の行為とみなす。
- 4 新条例第20条第2項の規定による市長の承認があるまでの間は、新条例別表第5に定める運動施設の額を同項の規定により市長の承認を得た利用料金（法第244条の2第8項の利用料金をいう。）の額とみなす。
（伊豆市運動施設条例の一部改正）
- 5 伊豆市運動施設条例の一部を次のように改正する。
第2条の表中

「 を に、 」	グラウンド	修善寺グラウンド	伊豆市柏久保996番地
		狩野川記念公園グラウンド	伊豆市熊坂512番地の1
		狩野グラウンド	伊豆市青羽根89番地

「 を に、 」	グラウンド	修善寺グラウンド	伊豆市柏久保996番地
		狩野グラウンド	伊豆市青羽根89番地

「 を に、 」	テニスコート	狩野川記念公園テニスコート	伊豆市熊坂512番地の1
		土肥テニスコート	伊豆市土肥875番地の1
	狩野川記念公園ゲートボール		伊豆市熊坂512番地の1
	中伊豆弓道場		伊豆市八幡371番地の1

「 を に、 」	テニスコート	土肥テニスコート	伊豆市土肥875番地の1
	弓道場	中伊豆弓道場	伊豆市八幡371番地の1

に改める。
別表第1 狩野川記念公園の項を削る。
附 則（平成23年3月28日条例第7号）
この条例は、平成23年4月1日から施行する。
附 則（平成24年10月1日条例第22号）
この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表に牧之郷公園の項を加える改正規定は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。（平成25年9月規則第33号で、同25年10月1日から施行）
附 則（平成25年12月18日条例第19号）
この条例は、公布の日から施行する。
附 則（平成26年3月28日条例第1号抄）
（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例（第3条、第12条、第13条、第15条及び第16条の規定を除く。）による改正後のそれぞれの条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用、利用又は占用の許可等に係る使用料、利用料金若しくは占用料等について適用し、施行の日の前日までの使用、利用又は占用の許可等に係る使用料、利用料金若しくは占用料等については、なお従前の例による。
附 則（平成29年10月2日条例第28号）
この条例は、公布の日から施行する。
附 則（平成30年3月15日条例第17号）
この条例は、平成30年4月1日から施行する。
附 則（令和元年7月1日条例第2号抄）
（施行期日）
- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。
（準備行為）
- 2 この条例（第1条、第4条、第8条、第12条、第16条から第18条まで、第21条及び第22条、第32条並びに第36条の規定に限る。以下この項において同じ。）の施行に伴って必要となる地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第9項後段の承認は、この条例の施行の日前においても、この条例による改正後のそれぞれの条例の規定による利用料金の範囲内で行うことができる。
附 則（令和3年3月29日条例第6号）
この条例は、公布の日から施行する。ただし、第11条中伊豆市都市公園条例第5条の改正規定は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1(第3条関係)
公園の名称及び位置

名称	位置
修善寺自然公園	伊豆市修善寺4279番地の3
狩野川記念公園	伊豆市熊坂512番地の1
源氏公園	伊豆市修善寺932番地の1
赤蛙公園	伊豆市修善寺1143番地の1
鹿山公園	伊豆市修善寺4183番地の1
独鈷の湯公園	伊豆市修善寺943番地の1
鹿島田公園	伊豆市柏久保1405番地
さくら堤公園	伊豆市柏久保895番地の6

別表第2(第10条関係)
有料の公園施設

公園の名称	有料公園施設の名称
修善寺自然公園	修善寺虹の郷
	梅林駐車場 もみじ林駐車場
狩野川記念公園	グラウンド ゲートボール場 テニスコート

別表第3(第16条関係)

第6条第1項各号に掲げる行為の許可による使用料

行為の種類	単位	期間	金額
行商、募金その他これらに類する行為	1平方メートル	1日につき	200円
興行	1平方メートル	1日につき	50円
競技会、展示会、博覧会、祭礼、集会その他これらに類する催し	1平方メートル	1日につき	5円
花火、キャンプファイヤー等火気を使用する行為	1平方メートル	1日につき	5円

備考 1平方メートルに満たない端数がある場合は、1平方メートルとみなす。

別表第4(第22条関係)

公園名	業務の範囲
修善寺自然公園 狩野川記念公園	(1) 第6条第1項又は第3項の規定による許可及び同条第5項の規定による条件の付与 (2) 第10条第2項の規定による利用の承認 (3) 第10条第3項において準用する第6条第5項の規定による条件の付与 (4) 第10条の2の規定による利用の不承認 (5) 第13条第1項の規定による許可若しくは承認の取消し、その効力の停止又はその条件の変更 (6) 当該公園施設の維持管理に関する業務 (7) 前各号に掲げるもののほか、当該公園施設の管理に関して市長が必要と認める業務

別表第5(第23条関係)

1 修善寺自然公園
(1) 修善寺虹の郷

利用区分			利用料金	
入園		大人	1人1回につき	1,220円
		子ども	1人1回につき	610円
乗車施設	鉄道	大人	1人1回につき 片道	400円
		子ども	1人1回につき 片道	200円
	園内バス	大人	1人1区間につき	200円
		子ども	1人1区間につき	100円
駐車場	大型バス		1台1回につき	810円
	マイクロバス		1台1回につき	610円
	普通車		1台1回につき	300円
	二輪車		1台1回につき	100円
附帯施設	ロッカー	大型	1回につき	300円
		中型	1回につき	200円
		小型	1回につき	100円
	ベビーカー		1回につき	200円

備考
1 「大人」とは、中学校又は義務教育学校の後期課程の生徒以上の者をいう。
2 「子ども」とは、4歳以上の幼児及び小学校又は義務教育学校の前期課程の児童をいう。
(2) 梅林駐車場及びもみじ林駐車場

利用区分	利用料金
大型バス	1台1回につき 810円
マイクロバス	1台1回につき 610円
普通車	1台1回につき 300円
二輪車	1台1回につき 100円

2 狩野川記念公園

利用の区分		時間単位	利用料金
グラウンド	早朝	5時～8時	1,040円
	午前	8時～12時	2,090円
	午後	12時～17時	
	夕方	17時～19時	1,040円
	夜間	19時～21時30分	1,360円
	照明施設	30分	
ゲートボール場	早朝	5時～8時	1,040円
	午前	8時～12時	2,090円
	午後	12時～17時	
	夕方	17時～19時	1,040円
テニスコート	1面	1時間	1,040円
	照明施設	1時間	1,040円

備考 市民又は市内の事業所に勤務する者が利用する場合は、この表に定める額(照明施設の額を除く。)の2分の1の額とする。

3 行為を行う場合

行為の種類	単位	期間	利用料金
行商、募金その他これらに類する行為	1平方メートル	1日につき	200円
興行	1平方メートル	1日につき	50円
競技会、展示会、博覧会、祭礼、集会その他これらに類する催し	1平方メートル	1日につき	5円
花火、キャンプファイヤー等火気を使用する行為	1平方メートル	1日につき	5円

備考 1平方メートルに満たない端数がある場合は、1平方メートルとみなす。